

令和4年第5回湧別町教育委員会定例会議案

日 時 令和 4年 5月26日(木)

午後3時30分

場 所 湧別町文化センターさざ波

多目的ホール

湧別町教育委員会

1	招集告知の日	令和 4年 4月27日		
2	招集の期日	令和 4年 5月26日		
3	会 期	令和 4年 5月26日から 令和 4年 5月26日まで		
4	招 集 委 員	4 名		
5	出 席 委 員	4 名		
6	欠席委員氏名			
7 会 議 の 結 果	結 果	原 案 可 決	修 正 可 決	否 決
	提案件数			
	4 件	4 件	0 件	0 件
	計			
	4 件	4 件	0 件	0 件

議案番号	件名
承認第1号	令和4年教育委員会第4回定例会会議録の承認について
議案第1号	湧別町社会教育関係団体補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について
議案第2号	令和4年度湧別町社会教育推進計画の策定について
議案第3号	令和4年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について

承認第1号

令和4年教育委員会第4回定例会会議録の承認について

記

署名委員 森谷和洋氏より報告

令和4年5月26日提出

湧別町教育委員会教育長 阿部 勉

議案第 1 号

湧別町社会教育関係団体補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について

湧別町社会教育関係団体補助金交付要綱（平成24年教育委員会告示第16号）の一部を改正する要綱を次のように制定する。

記

別紙のとおり

令和 4 年 5 月 2 6 日提出

湧別町教育委員会教育長 阿 部 勉

提案理由

社会教育関係団体に交付する補助金額を 1 円単位での交付を可能とし、団体の実態に合わせた弾力的な運用とするため本要綱を改正しようとするものである。

湧別町社会教育関係団体補助金交付要綱の一部を改正する要綱

湧別町社会教育関係団体補助金交付要綱（平成24年教育委員会告示第16号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(補助事業者)</p> <p>第2条 補助の対象となる事業者は、<u>次条</u>に掲げる事業を行う団体とし、別表に定めるものとする。</p> <p>(補助対象経費及び補助金の額)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p>	<p>(補助事業者)</p> <p>第2条 補助の対象となる事業者は、<u>第3条</u>に掲げる事業を行う団体とし、別表に定めるものとする。</p> <p>(補助対象経費及び補助金の額)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 交付する補助金の単位は、千円単位とする。</u></p>

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

議案第 2 号

令和 4 年度湧別町社会教育推進計画の策定について

令和 4 年度湧別町社会教育推進計画を次のように策定する。

記

別冊のとおり

令和 4 年 5 月 2 6 日提出

湧別町教育委員会教育長 阿 部 勉

提案理由

令和 4 年度の社会教育行政の執行にあたって、社会教育推進計画を定めようとするものである。

議案第3号

令和4年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について

令和4年度要保護及び準要保護児童生徒を次のとおり認定する。

記

別紙のとおり

令和4年5月26日提出

湧別町教育委員会教育長 阿 部 勉

提案理由

経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒を認定し、義務教育就学のための援助を行おうとするものである。